

こんな方を応援します

- ☑静岡に文化を根付かせたい方
- ☑イベントをもっと宣伝したい方
- ☑今のイベントを発展させたい方

助成限度額

100万円

(自己負担額の1/2以内)

助成事業 募集

令和2年度

公益財団法人静岡市文化振興財団
文化振興事業費助成制度

公益財団法人静岡市文化振興財団では、市民の皆様が文化活動を実施しやすい環境作りのため、
広く市民が参加する文化事業を対象に、財源の不足を補うための助成金を交付します。

事業
対象となる

令和2年4月1日(水)から、令和3年
3月31日(水)までの間に、静岡市内を会場
として、広く一般を対象に実施される、
文化活動のためのイベント開催事業。

例) 美術作品の展覧会、音楽や舞台芸術等の公演、
文学の講演会等

※申請時に終了している事業も対象となります。

事前説明会

令和2年3月14日(土)

14:00～15:00

静岡市民文化会館 第3会議室
(静岡市葵区駿府町2-90)

申請の事例や注意点等を説明します。
申込不要、直接会場へお越しください。
(駐車場に限りがあります。
公共交通機関をご利用ください。)

申込
期間

令和2年4月1日(水)から
5月1日(金)まで

(書類郵送の場合は5月1日必着)

※初申請の方は事前にご相談ください



助成の対象となる事業

市民から提案されたもので、演劇、舞踏、美術、音楽、及び科学等の文化活動のための公演、発表会、展示会、講演会等を静岡市内において、広く一般を対象として開催するイベント開催事業。
助成交付の可否は、書類審査により決定します。

次のような事業は、上記に関わらず助成対象となりません

- ・学校行事として行われるもの
- ・営利性及び政治的、宗教的宣伝意図を有すると認められるもの
- ・福祉事業のための資金募集等、主たる目的が文化振興とはみなされないもの
- ・教授所、教室、私塾等が開催する稽古事、習い事等の発表会と認められるもの
- ・事業の対象者（参加者）が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業
- ・学会等の研究発表会、シンポジウム等、特定の分野における専門家を対象とした学術的な会合であると認められるもの
- ・全国巡回展の招聘等、実施者の主体的な企画、活動等により制作されるものではないもの
- ・出版物、作品の制作を主たる目的とする事業
- ・静岡市（教育委員会、市の施設等を含む）の助成を受けるもの又はこれらによる共催の名義を得るもの

助成対象者

a) 個人・団体で共通の事項

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①静岡市内に住所または活動の本拠を有すること | ②文化活動を主たる活動目的としていること |
| ③文化活動を生業としていないこと | ④活動に対する会計経理が明確であること |
| ⑤事業を完遂できる見込みが確実であること | ⑥当助成金の交付を過去に3回受けていないこと |



b) 団体の場合に必要な条件

- ①法人格を有していないこと、教授所、教室、私塾等ではないこと。ただし、実施者が公益法人、または特定非営利活動法人の場合は、活動目的、申請事業の内容、実施形態を鑑みて対象となる場合があります。個別にご相談ください。
- ②一定の規約を有し、かつ、所在地及び代表者が明らかであること。
- ③実行委員会形式で応募する場合は、応募時点で実行委員会が発足しており、上記の条件を全て満たしていること。

助成額及び助成対象経費

助成対象費用から、当該事業の実施に伴う収入（入場料、参加費、広告費、静岡市以外から受ける補助金その他の収入）を控除して得た額の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

助成対象経費：人件費（団体構成員を除く）、会場設営費、広告宣伝費、事業制作費

※一部対象外となる経費があります。詳細は申請の手引きをご参照ください。

令和元年度交付決定事業

- ・オペラ「ある水筒の物語」（令和元年5月31日、6月1日）
- ・「夏の雲は忘れない」（令和元年8月17日）
- ・村騒動2019「魁!!ROCK塾」（令和元年8月25日）
- ・演劇ユニットHORIZON第13回公演「TRUMP」（令和元年10月19日、20日）
- ・おさんぽてんうえをむいてあるこう6（令和元年12月7日、8日）
- ・第25回静岡市民俳句大会（令和元年12月14日）
- ・ストパラ・クリスマスサーカス（令和元年12月14日）
- ・第4回静岡大学ダンス部自主公演「Frontier」（令和2年2月16日）
- ・恋するシニア×ロスホコスダンス公演「アポロンと月のバラード」（令和2年3月1日）



交付までの流れ

- ① 5月1日（金） 申請書提出締切（初申請の方は事前にご相談ください。）
- ② 6月末 書類審査により助成金交付の可否を決定全員に結果を通知します。
- ③ 交付可否の通知後、事業の終了後に報告書をご提出いただきます。報告書を元に交付金額を確定します。
- ④ 交付金額の確定後、指定口座に助成金を振り込みます。

- ・ 制度の詳細は助成制度担当（054-255-4746）までお問合せください。
- ・ 申請書類、申請の手引きは、当法人ホームページ、ならびに当法人事務局にて配布します。